

リヒテンシュタイン
意匠規則

1964年6月15日公布

1965年6月25日施行

目次

第 I 章 登録出願

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 II 章 変更

第 13 条

第 III 章 登録

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条

第 IV 章 雑則

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第1章 登録出願

第1条

新規の工業意匠及びひな形の創作者又はその法定承継人でその使用に対する排他権の確保を希望する者は、次のファイル及び物品をリヒテンシュタイン知的所有権庁(以下「庁」という。)に提出しなければならない。

1. 説明を付した、印刷された所定の様式による願書 2 通
2. 当該意匠及びひな形の見本各 1 個
3. 規則に定める第 1 保護期間の手数料
4. リヒテンシュタインに居住する第三者である代理人の場合は、登録当事者が付与しその署名を付した委任状 1 通
5. 登録が創作者の名義で請求されない場合は、法定承継に関する宣言書 1 通
6. 実例の形で公告する予定の意匠及びひな形(第 4 条)については、活版印刷用版 2 個

第2条

(1) 登録のための願書は、ドイツ語で作成しなければならない。出願人はこの目的で印刷された様式を使用しなければならないが、この様式は出願人又はその代理人が無料で庁から入手することができる。

(2) 各意匠又はひな形は、参照番号を付さなければならない(出願人の事業記録に記入された番号と同一の番号)。意匠及びひな形は、説明に連続番号で記入しなければならない。連続番号の場合、一連の番号のうち最小と最大の番号のみを付し、「まで」なる語又は同等の記号を加える。

(3) 登録に関するすべての書類に署名を付さなければならない。原本がドイツ語で作成されていない場合は、願書の言語への認証済翻訳文を添付しなければならない。法定承継人に関する宣言書は、創作者の照合済署名を付すか、管轄当局又は公証人が作成しなければならない。

(4) 外国からの登録出願は、リヒテンシュタインに居住し、出願人を代理する権限を当該出願人により与えられた第三者を通じて手交しなければならない。

第3条

(1) 意匠又はひな形は、それが意図される工業製品の形か、十分にそれを表示する別の形(例えば、図面又は写真)の何れかで登録しなければならない。

(2) 意匠、ひな形の何れにも、説明の注記を添付することができない。

(3) 実例により公告する予定の意匠及びひな形の活版印刷用版は、それらを忠実に表示しなければならない。版は、高さ 15mm 以上、幅 80mm 以下とし、枠を付けずに送付しなければならない。

第4条

(1) 意匠及びひな形の保護は、最長 15 年まで延長される。この期間は 5 年ごとに計算され、最初の期間は登録日に開始し、その後の期間が中断なく続く。

(2) 意匠及びひな形は、第 1 保護期間については公開又は非公開で(開封又は封印された封筒

に入れて)提出することができる。

(3) 刺繍意匠は、第2及び第3保護期間中も非公開のままではなければならない。

(4) 装飾専用でない懐中時計に関するひな形は、非公開での提出から除外される。これらは、実例の形で公告しなければならない。

第5条

(1) 意匠又はひな形は、個々に又はまとめて登録することができる。

(2) これらは、堅固な包装で庁に提出しなければならない。郵送する場合、これらを入れた封筒を、庁の住所が記された包装紙で梱包しなければならない。

(3) 非公開登録の封筒には、「非公開」又は「封印済」(「Geheim」又は「Versiegelt」)と記さなければならず、実際に封印するか、別の方法で無断開封から保護しなければならない。庁自体は、かかる瑕疵を矯正する権限を与えられている。

(4) 包装の内容は、説明に記載された情報に従って整理しなければならない。

(5) 包装の重量は10kgを超えてならず、3辺の何れかの長さが40cmを超えてはならない。物品の性質が許せば、包装は次の基本形態の何れかとし、高さは釣り合いがとれていなければならない。

15×20, 20×30 又は 30×40cm

(6) 1つの包装に入れることのできる意匠又はひな形の数は、上記の最大重量及び寸法によってのみ制限される。

(7) 重量が10kgを超える個々の意匠若しくは個々のひな形、又は当該3辺の1辺が40cmを超える封筒は受理されないか、又は保管手数料の支払に関して特別規定が合意された後のみ受理される。庁が下すこの件に関する決定は、最終的である。

第6条

(1) 1つの同一の登録には、同時に複数の意匠及びひな形を含めてはならない。同様に、刺繍に関する登録には、その他の意匠を含めてはならず、懐中時計のひな形に関する登録には、その他のひな形を含めてはならない。

(2) 登録が意匠に関するものかひな形に関するものかについて願書に記載しなければならない。その数量も記載しなければならない。意匠又はひな形が意図する製品も正確に記載しなければならない。

第7条

意匠及びひな形の登録手数料は、特別法令に定める。

第8条

(1) ある登録又はその一部の保護期間を更新するための出願は、書面により、手数料支払の領収書と共に庁に提出しなければならない。

(2) 出願には当該登録の庁番号も記載しなければならない。更新出願が包装の全内容に及ばない場合は、保護されるべき意匠又はひな形の番号を明瞭に記載し、明白な言葉で表現しなければならない。

(3) 庁は、ある期間中の登録が非公開である場合に、その期間の終了前に次の期間の保護の

延長を求める出願を受理する義務を負わない。

(4) 代理人がこれらの事項を処理する場合、更新出願は代理人が提出しなければならない。

第9条

(1) ある保護期間内に導入することを意図しているある登録又はその一部に対する保護の放棄は、庁に書面で提出しなければならない。

(2) かかる届出には、当該登録の庁番号を記載しなければならない。放棄が登録の一部のみに関わる場合は、当該意匠又はひな形の番号も明瞭に記載しなければならない。

(3) 代理人がこれらの事項を処理する場合、放棄は代理人が提出しなければならない。

第10条

非公開である商標の登録から公開登録への変更出願は、書面により、手数料が支払われた証拠と共に庁に提出しなければならない。これらの事項を代理人が処理する場合、これは代理人が行わなければならない。

第11条

(1) 庁は、庁を宛先とするすべての内国郵便物の投函日をその受領日とみなす。

(2) この日付は、請求により書留郵便物について送り手に与えた投函日の証明書により、又は投函日を示す証明書なしで到着したすべての郵便物に郵便局が押印した日付から決定する。

(3) 郵便物を送付した郵便局の消印の時刻が読めない場合、その郵便物は、実際には郵便局がそれより早く受領した場合でも、日付印に示された日の午後8時に送付されたとみなす。

(4) 手数料が国の出納局(cash office)の郵便口座に振替又は現金で支払われた場合、当該手数料は、振替又は支払がなされた郵便小切手局が発行した支払振替票に投函日として示された日に支払われたとみなす。かかる伝票が入手できない場合、支払日は上記の郵便小切手局からの日付印の日付とみなされ、(3)の規定はしかるべく適用される。

(5) 例外的なケースとして、郵便小切手が国の出納局に直接送られた場合には、受領日は国の出納局に郵送された日とする。

第12条

(1) ある一定期間を計算する場合、当該一定期間を始める事由が生じた日は含まれない。

(2) ある一定期間が法令により定められた場合、その発送/伝達は、(1)に意味する事由とみなされる。発送日は、別段の証明がなされない限り、当該命令日とみなされる。

(3) ある一定期間の最終日が土曜日、日曜日、庁が閉鎖されるその他の日、又は出願人若しくはその代理人のリヒテンシュタインの住所地で認められた国家の休日にあたる場合、当該一定期間は翌就業日に終わるものとする。

(4) 閏年においては、2月29日は2月の第28日とみなされ、2月の第29日は通常年の28日とみなされる。月単位で計算するある一定期間が通常年の2月28日に終わる場合、閏年では29日に終わるものとする。

第 11 章 変更

第 13 条

- (1) 登録当事者の権利はその相続人に移転し、全部又は一部を第三者に譲渡することができる。他の者が意匠及びひな形を使用することを許諾されている権利も、ライセンス付与の対象をなすことができる。
- (2) 本権利の所有権及び享受に関する変更は、意匠・ひな形登録簿に記入されている場合のみ、善意の第三者に対して有効である。
- (3) 本権利の所有権及び享受の変更の登録を求める申請は、庁に提出しなければならない。かかる申請には、永久登録の認証済宣言書を添付しなければならない。この書類は、登録当事者の認証済署名を付すか、管轄当局又は公証人が作成しなければならない。
- (4) 代理人である者に関する変更は、庁がそれらを考慮に入れるためには、書面で庁に通知しなければならない。
- (5) 意匠又はひな形登録における権利を変更する記入事項ごとに、手数料を前払いしなければならない。登録出願が拒絶された場合、登録手数料の一部は国に没収される。記入事項は公告される。

第 III 章 登録

第 14 条

(1) 登録出願は、必要に応じて、当該請求が第 1 条 1. から 3. まで、4. , 5. 又は 6. に定める条件を満たした場合に受理される。

(2) 第 2 条から第 7 条までに記載された様々な規定の要件を満たさない請求、又は法律の意味する意匠又はひな形ではない対象又は実例表示若しくは他の国内法又は国家の条約に記載される規定と矛盾する対象又は実例表示若しくは犯罪性を有する対象又は実例表示を含む請求は、拒絶される。その性質に照らして調整できない請求は直ちに拒絶されるが、調整可能なものは、庁が送付した瑕疵に関する異議について、許可された合理的な期間内に全く対応されなかったか、又は不十分な対応だった場合にのみ拒絶される。不十分な情報を補足するための猶予期間は、登録出願がなされた日から 4 月を超えて延長することはできない。

(3) これらの規定は、非公開登録を公開登録に変更する場合、特に 1956 年 8 月 1 日より前に提出された非公開登録が 綿プリント地又は絹及び半絹のプリント地の意匠を含む場合(ジャカード紋織地ではないことを条件とする。)には、正しく適用されなければならない。この場合、登録された対象について内容を変更することはできず、他と交換することも許可されない。

(4) 第 8 条の規定に従って、保護の延長を求める出願は、前の保護期間の終了から 3 月以内に提出しなければならない。かかる際に封筒から封印を除去した後になされる登録に関して苦情があった場合、規定の猶予期間は第 4 月まで延長してはならず、回復の場合(法律第 11 条)は、新規保護期間の第 7 月まで延長してはならない。

(5) 登録に関する苦情及び第 10 条のようになされた出願に関連する封筒の封印の除去に関する苦情の場合、規定の期間は 1 月である。

(6) 登録が拒絶された場合、第 1 保護期間について支払われた手数料は没収される。

(7) 登録出願、登録又は保護の更新を求める出願が、行政命令又は庁によってのみ定められた規定の期限が切れたことにより拒絶された場合、当該拒絶は次の条件に基づいて撤回することができる。

拒絶が通知された日から 1 月以内に、

(a) 不作為期間中に留意すべきであった行為を、履行しなければならない。

(b) 回復手数料を、庁に支払わなければならない。

第 15 条

(1) 登録日とは、原則として登録出願が受領された日時をいう。意匠及びひな形の一時返却が命じられた場合、登録日はそれを再び受領した日時まで先送りしなければならない。

(2) 登録当事者の法定承継を文書化した宣言書を、登録出願の受領から庁への登録までの間に受領した場合は、登録日は適当な期間先送りされる。登録が登録された後に庁が受領したこの種の宣言書は、手数料の支払対象となり、登録日を明記の上、登録ファイル(第 18 条)に同封しなければならない。関連の事実も登録簿に記入しなければならない。

第 16 条

登録に関する記入事項及び公告は、ドイツ語を使用して表現する。

第 17 条

(1) 庁は、次の詳細を記載した登録簿を保管する。

1. 登録の参照番号
2. 登録日(年月日と時刻)
3. 様々な保護期間に対する手数料として支払われた金額及び支払日
4. 登録証の発行日
5. もしあれば、最初に外国で登録された日、又は個々の製造がリヒテンシュタインの博覧会又は国際博覧会について許可された日
6. 公告日
7. 登録当事者の名称及び住所
8. 該当すれば、代理人の名称及び住所
9. 登録の主題(意匠かひな形か)
10. 意匠又はひな形が意図される製品
11. 登録の種類(公開か非公開か)、若しくは該当すれば封印日
12. 保護の更新
13. 第 13 条に基づいて届出された変更
14. 没収及び無効に関する法律上有効な決定(勝訴当事者からの請求に基づく)
15. 取消

(2) 登録された意匠又はひな形の番号、及び保護が放棄された(第 9 条)又は保護が延長された意匠又はひな形の番号の記入は義務ではない。これがなされなかった場合、登録ファイル(第 18 条)において入手できる関連の詳細は、登録記入事項の不可欠の部分として、全く同一にみなさなければならない。

(3) 登録の順序を示す番号を付した登録当事者のアルファベット順の名称索引は、毎日更新する。

第 18 条

適切な順序を示す番号を付した特別ファイルを、登録ごとに開設しなければならない。

第 19 条

(1) いったん登録が記入されたら、庁は押印し、署名し、登録の日時を記入することにより、登録行為を認証する。

(2) 登録簿の抄本を、保護が延長されたことの証明として所有者に送付する。

第 20 条

(1) 登録は、庁が公告する。本公告には、次の詳細を含む。登録の主題及び種類、意匠及びひな形が意図される製品の説明、登録日及び順序を示す番号、登録当事者及びその代理人の名称及び住所。

(2) さらに、装飾専用ではない懐中時計に関するひな形は、実例の形で公告する。

(3) 保護の更新、第 10 条に基づき要求される封印の除去、第 13 条に言及した登録当事者の権利の所有権及び享受の変更もすべて公告する。保護期間の延長のための手数料が期限内に支払われなかったことによる登録の取消は、その間に如何なる措置も講じられなかった場合

は、回復のために許可される猶予期間の終了時にのみ公告する(法律第 11 条第 2 段落)。

第 21 条

(1) 保護の延長を求める出願が第 1 又は第 2 保護期間の終了時に受領されない場合、庁は当該登録の所有者に、又は場合に応じて代理人の仲介を通じて、手数料(第 7 条)を満了日から 3 月以内に支払わなければ権利を失う旨の督促状を送るものとする。

(2) 当該登録は、かかる督促状の交付を庁が見落としした場合、又は所有者が督促状を全く又は期限内に受領しない場合にも、上記期限内の手数料の不払を理由に満了する。

(3) 手数料の支払が到来しない場合、庁は取消を登録し、所有者にしかるべく通知する。

第 22 条

(1) 取り消された登録の保護の継続のための手数料の支払遅延により失効した登録を回復するためには、支払うべき保護の更新手数料に加えて、回復手数料を庁に支払わなければならない。

(2) 回復の期限は、保護の更新手数料及び回復手数料の全額が当該期限内に庁に支払われた場合にのみ、守られたとみなされる。

第 23 条

(1) 庁は、その後、所定の登録の所有者からの請求に従い、又は裁判所の命令をもとに、一時的に開封された封印封筒に封印をする。封印が一時的に除去されている間、かかる封筒は第三者にとっては封印されたとみなされる。取り消された登録の封印封筒から、庁は封印を除去しない。

(2) その内容の全部又は一部について保護が延長される予定の封印封筒は、次の保護期間の手数料及び必要に応じて回復手数料が支払われた場合にのみ、封印を除去するものとする。刺繍意匠を入れた封筒からも、封印は除去されない。封印封筒で提出された登録の内容の一部についてのみ保護が延長される場合、封筒はその内容の残りの部分については封印されているとみなされる。

(3) 封印された封筒の開封により、意匠又はひな形に関して不整が発見された場合、その又はその一部の保護は、第 14 条のように延長され進められる。

第 24 条

(1) 登録の所有者は、自己の保護を随時放棄することができる。

(2) 登録の保護が失効した場合、その意匠又はひな形は随時取り下げることができる。取り下げられていない意匠又はひな形は、保護がなくなった日から 3 年間、庁が保管する。登録はその後その所有者又はその代理人に返却される。特別な場合には、庁は政府の承認があれば、その他の方法でこれを処分することができる。

第 25 条

(1) 合法的な権利を証明できる者は、意匠・ひな形登録簿及びファイルの内容について口頭による情報を庁から入手することができる。登録された公開意匠及びひな形は、職員の面前で閲覧することもできる。かかるサービスについて、手数料を支払わなければならない。

(2) 書面による情報については、それを得るためにかかる登録簿を調査しなければならない場合は特に、手数料を支払わなければならない。かかる手数料は、必要な情報を得るためにかかった時間による。

(3) 登録簿の抄本及びファイル文書の認証についても、手数料を支払わなければならない。

第 26 条

司法上の職能を行使する目的でファイル又は登録の送付を要求する機関は、適切な請求において、自己が行為する資格を主張し、整然とした状態でこれを返却することに責任を負わなければならない。

第 IV 章 雑則

第 27 条

(1) 政府の承認があれば、庁に対する事項の取扱方法が深刻な苦情をもたらす専門職の代理人との関係を、その者からの新規登録を受理しないことにより、絶つことができる。

(2) 原則として、関係の最初の中断は 1 月継続し、反復されればより長い期間若しくは永久に継続する。

(3) 代理人に対して講じられる懲罰的措置は、根拠を記載して庁が記録し、理由は説明せず、リヒテンシュタインの刊行物に公告する。

第 28 条

庁は、寄託された意匠及びひな形の主題及びその登録を通信する権利を有する。

第 29 条

庁に送付する書簡及びその他の物品には、正確な郵便料金を支払わなければならない。

第 30 条

本施行規則の規定は、工業意匠又はひな形の工業登録には適用されない。

第 31 条

本施行規則は、その公布日に発効する。